



池田市公報

第100号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 富田裕樹
 編集 総合政策部 法制課

令和3年2月1日発行

目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例	2
○ 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
○ 池田市督促手数料等条例等の一部を改正する条例	2
○ 池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例	4
○ 池田市火災予防条例の一部を改正する条例	4
<u>規 則</u>	
○ 池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	5
○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	6
○ 池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
○ 池田市寡婦(寡夫)控除のみなし適用に関する規則を廃止する規則	6
○ 池田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	7
○ 池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則	8
○ 児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	9
○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則	10
<u>公平委員会</u>	
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	10
<u>池田病院</u>	
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	11
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	11

本号には、令和2年10月2日から令和3年1月1日までに公布をした条例及び規則のほか、公平委員会の規則及び池田病院の規程を登載しています。

条 例

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第36号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年池田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 池田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

(池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 池田市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年池田市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 池田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第33条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第4項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第6条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第37号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の127.5」に、「100分の110」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

池田市督促手数料等条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第38号

池田市督促手数料等条例等の一部を改正する条例

(池田市督促手数料等条例の一部改正)

第1条 池田市督促手数料等条例(昭和29年池田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合()に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に、「以下この条」を「以下この項」に改め、「(以下この条にお

いて「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「割合(当該納期限)」を「割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合には、年0.1パーセントの割合)(当該納期限)に、「割合が年7.3パーセント」を「割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合には年0.1パーセントの、年7.3パーセント」に、「超える場合には、」を「超える場合には」に改める。

(池田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 池田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年池田市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「、当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、この条に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセントの割合に満たないときは、年0.1パーセントの割合とする。

(池田市営住宅条例の一部改正)

第3条 池田市営住宅条例(平成9年池田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「、当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセントの割合に満たないときは、年0.1パーセントの割合とする。

(池田市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 池田市国民健康保険条例(昭和35年池田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「、当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセントの割合に満たないときは、年0.1パーセントの割合とする。

(池田市介護保険条例の一部改正)

第5条 池田市介護保険条例(平成12年池田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7条中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「、当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「、当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、この条に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセントの割合に満たないときは、年0.1パーセントの割合とする。

(池田市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 池田市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和49年池田市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第16条ただし書中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合において、同項ただし書に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年0.1パーセントの割合に満たないときは、年0.1パーセントの割合とする。

(池田市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

第7条 池田市水洗便所改造資金貸付条例(昭和42年池田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「貸付条件は」を「貸付条件は、」に改め、同項第4号ただし書中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この号において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「割合を乗じて」を「割合(当該加算した割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合には、年0.1パーセントの割合)を乗じて」に、「割合が年7.3パーセント」を「割合が年0.1パーセントの割合に満たない場合には年0.1パーセントの、年7.3パーセント」に、「超える場合には、」を「超える場合には」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の池田市督促手数料等条例第4条第1項ただし書、第2条の規定による改正後の池田市後期高齢者医療に関する条例附則第2条、第3条の規定による改正後の池田市当住宅条例附則第5項、第4条の規定による改正後の池田市国民健康保険条例附則第7項、第5条の規定による改正後の池田市介護保険条例附則第7条、第6条の規定による改正後の池田市北部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項ただし書及び第2項並びに第7条の規定による改正後の池田市水洗便所改造資金貸付条例第7条第1項第4号ただし書の規定は、それぞれ令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第39号

池田市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

池田市立歴史民俗資料館条例（昭和55年池田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から引き続き駐車場を使用する者に係る使用料は、同日の池田市立歴史民俗資料館の開館前までの間における使用については、なお従前の例による。

池田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市条例第40号

池田市火災予防条例の一部を改正する条例

池田市火災予防条例（昭和37年池田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第12号において同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ中「構造とし、やむを得ず異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる」を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13)コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造並びに当該液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15)複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項第10号を同項第11号とし、同項第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源

とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、当該面する外壁との距離においては、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第44条の規定による同条第10号に掲げる設備の設置の届出は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準は、この条例の施行の日以後に設置の工事を開始するものについて適用し、同日前に設置し、又は設置の工事を開始したものについては、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の第44条第10号に掲げる設備における同条の規定は、この条例の施行の日以後に設置の工事を開始するものについて適用する。

規 則

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第58号

池田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

池田市営住宅条例施行規則（平成9年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（条例第26条第1項に規定する規則で定めるもの等）」に改める。

第26条を第27条とし、第13条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の1条を加える。

(延滞金の端数処理等)

第13条 条例第35条第2項及び附則第5項の規定により計算した延滞金の金額が1,000円未満のときはその全額を切り捨てるものとし、1,000円以上であって100円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てるものとする。

2 条例第35条第2項及び附則第5項の規定による年当たりの割合は、^{しゅん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月25日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第59号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（市立幼稚園に係るものを除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月26日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第60号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第61号

池田市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則

池田市留守家庭児童会条例施行規則（平成16年池田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

（様式 略）

様式第3号を次のように改める。

（様式 略）

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この規則の施行の日以後の池田市留守家庭児童会への入会及び延長利用の申請の手続は、同日前においても、この規則による改正後の池田市留守家庭児童会条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定の例により行うことができる。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の池田市留守家庭児童会条例施行規則に規定する様式により提出されている書類は、新規則に規定する様式により提出されたものとみなす。

池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月16日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第62号

池田市収入証紙に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市収入証紙に関する条例施行規則（昭和32年池田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第13号を次のように改める。

(13)マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定による許可申請手数料

附則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第63号

池田市寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する規則を廃止する規則

池田市寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する規則（平成26年池田市規則第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年分までの所得に基づき算定するこの規則による廃止前の池田市寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する規則第2条各号に掲げる費用にあつては、同規則第1条に規定するみなし適用については、この規則の施行の日以後においても、なお従前の例による。

池田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月23日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第64号

池田市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

池田市火災予防条例施行規則（昭和37年池田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同条第14号」を「同条第15号」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第4条関係）」に、「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に改め、「第23条第1項の」及び「同項ただし書の」の次に「規定による」を加え、「同条、」を削り、「※印欄は」を「※印の欄は、」に改める。

第2号の3様式中「池田市消防長 様」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「あつては」を「あつては、」に、「□印のある」を「使用火気等の」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第3号様式中「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「屋外消火栓動力、消防ポンプ」を「屋外消火栓、動力消防ポンプ」に、「第4号様式防火対象物棟別概要追加書類」を「防火対象物棟別概要追加書類（第4号様式）」に、「含む」を「含む。」に、「※印の欄は」を「※印の欄は、」に改める。

第5号様式中「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「主たる」を「及び主たる」に、「鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備」を「鉄鋼溶解炉」、「暖房用熱風炉」、「業務用厨房設備」に改める。

第6号様式中「燃料電池発電設備 発電設備 変電設備 蓄電池設備 設置届出書」を「変電設備 急速充電設備 燃料電池発電設備 発電設備 蓄電池設備 設置届出書」に、「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「主たる」を「及び主たる」に、「燃料電池発電設備、発電設備または変電設備」を「変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備又は発電設備」に、「届出設備の」を「設備の」に、「転載して」を「記載して」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第6条関係）」に、「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「住所氏名」を「住所・氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 当該設備の設計図書を添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

第8号様式中「第8号様式」を「第8号様式（第6条関係）」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届」を「水素ガスを充填する気球の設置届」に、「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「充てん又は」を「充填又は」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第7条関係）」に、「火災とまぎらわしい煙又は火炎を 届出書を「火災 発するおそれのある行為の」

とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」に、「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「主たる」を「及び主たる」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第7条関係）」に、「池田市消防長 殿」を「（宛先）池田市消防長」に、「（電話 番）」を「TEL」に、「主たる」を「及び主たる」に、「打上げ、」を「打上げ場所又は」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第11号様式中「池田市消防長 殿」を「(宛先) 池田市消防長」に、「(電話 番)」を「TEL」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第12号様式中「第12号様式」を「第12号様式(第7条関係)」に、「水道断水届出書」を「水道断水届出書」に、「池

田市消防長 殿」を「(宛先) 池田市消防長」に、「(電話 番)」を「TEL」に、

断水	断水	断水	断水
減水	減水	減水	減水
区域	区域	区域	区域

年	月	日
年	月	日

断水	断水	断水	断水
減水	減水	減水	減水
区域	区域	区域	区域

時	分から
時	分まで

に、「あつては」を「あつては、」に、「主たる」を「及び主たる」に、「2 断、減水区域の略図を

添付すること。」を「2 断水区域又は減水区域の略図を添付すること。に改める。
3 ※印の欄は、記入しないこと。」

第13号様式中「池田市消防長 様」を「(宛先) 池田市消防長」に、「(電話 番)」を「TEL」に、「主たる」を「及び主たる」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第13号の2様式中「池田市消防長 様」を「(宛先) 池田市消防長」に、「(電話 番)」を「TEL」に、「A4」を「A4版」に、「主たる」を「及び主たる」に、「□印のある」を「使用火気等の」に改める。

第13号の3様式中「池田市消防長 殿」を「(宛先) 池田市消防長」に、「所在地 (電話 番)」を「所在地 TEL」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

第14号様式中「池田市消防長」を「(宛先) 池田市消防長」に改め、「殿」を削り、「(電話 番)」を「TEL」に、「大きさは」を「大きさは、」に、「位置構造図」を「及び位置構造図」に、「※の欄は」を「※印の欄は、」に改める。

第15号様式中「池田市消防長」を「(宛先) 池田市消防長」に改め、「殿」を削り、「(電話 番)」を「TEL」に、「大きさは」を「大きさは、」に、「※の欄は」を「※印の欄は、」に改める。

第16号様式中「池田市消防長」を「(宛先) 池田市消防長」に改め、「殿」を削り、「(電話 番)」を「TEL」に、「欄は」を「欄は、」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月1日から施行する。
(準備行為)
- この規則の施行の日前において池田市火災予防条例の一部を改正する条例(令和2年池田市条例第40号)附則第2項の規定により行う届出は、この規則による改正後の第6号様式による届出書により行うこの規則による改正後の第6条の規定の例により行うものとする。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式による書類は、この規則による改正後の様式による書類とみなす。

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月24日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第65号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

- 6 条例附則第56条に規定する市長が指定する指定行事は、大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例附則第2項の規定により法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したとみなされる払戻請求権放棄（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において単に「入場料金等払戻請求権」という。）に係るものとする。
- 7 所得割の納税義務者が、前項の指定行事に係る入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して令和3年1月29日までの期間に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を払戻請求権放棄と、当該寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、条例附則第56条の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月24日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第66号

児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

第1条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和60年池田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2（注）第5項第1号中「所得が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の」を加え、「同法」を「所得税法」に改め、同表（注）第6項を削る。

第2条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2（注）第5項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法による費用の徴収に関する規則別表第2（注）第5項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年度分までの市民税に基づく児童福祉法による費用の徴収に関する規則第3条に規定する費用の額の算定については、この規則の施行の日以後においても、なお従前の例による。

池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月24日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第67号

池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

第1条 池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則（平成25年池田市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別表中「、第4条」を削り、同表備考第9項第1号中「所得が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の」を加え、「同法」を「所得税法」に改め、同表備考第10項を削る。

別記様式中「所得税法第86条第1項の規定により控除される額（38万円）」を「38万円」に改める。

第2条 池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考第9項を削る。

別記様式を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条中池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則別表備考第9項第1号及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年度分までの市町村住民税に基づく池田市養育医療の給付に係る費用の徴収に関する規則第2条第1項に規定する費用の額

の算定については、この規則の施行の日以後においても、なお従前の例による。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月24日

池田市長 富田裕樹

池田市規則第68号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

第1条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項中「をい、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項第2号の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項第2号の規定により当該所得割が課されないこととなる者の世帯を含む」を「をいう」に改め、同表備考第5項ただし書中「減免後の所得割の額を、同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは同法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除して得た額をそれぞれを「、減免後の額を」に改め、同表備考第6項第2号中「（同法）を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第1条の規定による改正前の所得税法）」に改める。

第2条 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を次のように改正する。

別表備考第6項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第1条中池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則別表備考第6項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 令和2年度分までの市町村民税に基づく保育料の額の算定については、この規則の施行の日以後においても、なお従前の例による。

公平委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月10日

池田市公平委員会 委員長 平山博史

池田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項職の欄中「総務・学務課」を「教育総務課」に、

幼稚園

園長

を

幼稚園	園長
学校給食センター	所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

池 田 病 院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年12月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第7号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項後段を削る。

別表第9中「副薬剤部長」を「医長、副薬剤部長」に、「医員」を「主任医員、医員」に改め、「主任技師」の次に「副看護師長」を加える。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年12月28日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第8号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号に次のように加える。

ア 行政職給料表

イ 任期付行政職給料表

第2条第1項第2号に次のように加える。

エ 任期付医療職給料表

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 技能職給料表（別表第2の2）

第2条第3項中「標準的な」を削り、「別表第6」を「別表第6の2まで」に改める。

第4条第3項中「行政職給料表」を「行政職給料表又は技能職給料表」に改める。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、職員の扶養手当に係る一般職員の給与条例第20条第3項に規定する行政職7級職員等に相当する者は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 職務の級が5級、6級、7級及び8級である者

(2) 医療職給料表（二）の適用を受ける職員 職務の級が7級である者

(3) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 職務の級が8級である者

(4) 行政職給料表の適用を受ける職員 職務の級が7級である者

第9条第2項第9号中「第6条第3項第4号」を「第6条第4項第4号」に改める。

第11条を次のように改める。

（任期付短時間勤務職員の給与の特例）

第11条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成16年池田市条例第4号）第4条により任期を定めて採用された職員の給料月額は、第2条の規定による給料月額に、市立池田病院企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成21年池田市病院管理規程第7号）により定められたその者の

1 週間当たりの勤務時間を職員の1 週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第1 1 条の次に次の1 条を加える。

(任期付行政職給料表の適用を受ける職員の初任給、昇格、昇給等)

第1 1 条の2 任期付行政職給料表の適用を受ける職員の初任給の決定、昇格、降格、異動及び昇給の取扱いに関しては、一般職員の給与条例第8 条の3 に規定する任期付常勤職員(前条の職員にあつては、一般職員の給与条例第8 条の4 に規定する任期付短時間勤務職員)の例による。

附則第4 項中「附則第3 号」を「附則第3 項」に、「附則別表第1 2」を「附則別表」に、「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第5 項及び第6 項を削り、附則第7 項を附則第5 項とする。

別表第1 中「行政職給料表」を「(ア) 行政職給料表」に改め、同表に次のように加える。

(イ) 任期付行政職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	165,900	182,200	195,500	209,800	237,600
2	167,400	183,900	197,300	211,700	239,300
3	168,900	185,500	199,100	213,600	240,800
4	170,400	187,200	200,900	215,500	242,400
5	171,700	188,700	202,400	217,300	243,500
6	174,400	190,400	204,200	219,200	245,000
7	177,000	192,200	206,000	221,100	246,600
8	179,600	193,900	207,800	223,000	247,900
9	182,200	195,500	209,400	224,700	249,400
10	183,900	196,900	211,200	226,600	250,800
11	185,500	198,400	213,000	228,200	252,100
12	187,200	199,900	214,800	229,800	253,500
13	188,700	201,200	216,200	231,500	255,000
14	190,400	202,500	218,000	233,100	256,500
15	192,200	203,700	219,700	234,600	258,200
16	193,900	205,000	221,500	236,200	260,000
17	195,500	206,300	223,200	237,600	261,600
18	196,900	207,600	224,900	239,300	263,300
19	198,400	208,900	226,500	240,800	264,900
20	199,900	210,200	228,100	242,400	266,500
21	201,200	211,300	229,500	243,500	268,400
22	202,500	212,600	231,200	245,000	
23	203,700	213,900	232,800	246,600	
24	205,000	215,200	234,400	247,900	
25	206,300	216,300	235,400	249,400	
26				250,800	
27				252,100	
28				253,500	
29				255,000	
30				256,500	
31				258,200	
32				260,000	
33				261,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての任期付職員に適用する。

別表第2 の次に次の1 表を加える。

別表第2 の2 (第2 条関係)

技能職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
再任用職員以外の職員	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200

64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200	321,000	
103	228,700	263,500	299,500	321,300	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	322,000	
107	230,500	264,500	300,900	322,300	
108	230,900	264,700	301,300	322,500	
109	231,100	265,000	301,600	322,700	
110	231,500	265,300	302,000	323,000	
111	232,000	265,600	302,400	323,300	
112	232,400	265,800	302,700	323,500	
113	232,600	266,000	302,900	323,700	
114	233,100	266,300	303,200	324,000	
115	233,600	266,500	303,500	324,300	
116	234,100	266,700	303,700	324,500	
117	234,400	267,000	303,900	324,700	
118	234,800	267,300	304,200	325,000	
119	235,200	267,600	304,500	325,300	
120	235,600	267,900	304,700	325,500	
121	236,000	268,100	304,900	325,700	
122		268,300	305,200	326,000	
123		268,600	305,500	326,300	
124		268,900	305,700	326,500	
125		269,100	305,900	326,700	
126		269,300	306,200	327,000	
127		269,600	306,500	327,300	
128		269,900	306,700	327,500	
129		270,100	306,900	327,700	
130		270,300	307,200	328,000	
131		270,600	307,500	328,300	
132		270,900	307,700		

		133		271,100	307,900		
		134		271,300			
		135		271,600			
		136		271,900			
		137		272,100			
再任用職員	ア		187,700	215,200	244,900	289,700	315,100
	イ		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考

1 この表は、技能職員に適用する。

2 アは再任用職員である技能職員（以下この項において「再任用技能職員」という。）として平成31年4月1日に新たに採用された者を、イはそれ以外の再任用技能職員を示す。

別表第3中「別表第3」を「別表第3（第2条関係）」に、「行政職給料表級別標準職務表」を「行政職給料表等級別標準職務表」に、「職務の級」を「等級」に、「標準的職務の内容」を「基準となる職務」に改め、同表中（イ）技能労務職の表を削り、同表に次のように加える。

（イ）任期付行政職給料表等級別標準職務表

等級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	高度な知識又は経験を必要とし、困難な業務を行う職務
5級	特に高度な知識又は経験を必要とし、困難な業務を行う職務

別表第4中「別表第4」を「別表第4（第2条関係）」に、「医療職給料表（一）級別標準職務表」を「医療職給料表（一）等級別標準職務表」に、「職務の級」を「等級」に、「標準的職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第5中「別表第5」を「別表第5（第2条関係）」に、「医療職給料表（二）級別標準職務表」を「医療職給料表（二）等級別標準職務表」に、「職務の級」を「等級」に、「標準的職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第6中「別表第6」を「別表第6（第2条関係）」に、「医療職給料表（三）級別標準職務表」を「医療職給料表（三）等級別標準職務表」に、「職務の級」を「等級」に、「標準的職務の内容」を「基準となる職務」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第2条関係）

技能職給料表等級別標準職務表

等級	基準となる職務
1級	技能員、調理師及び調理員その他これらに相当する職務
2級	相当の技能又は相当の経験を有する技能員、調理師及び調理員その他これらに相当する職務
3級	1 副主任の職務 2 班長の職務 3 副班長 4 相当高度の技能又は相当長期の経験を有する技能員、調理師及び調理員その他これらに相当する職務
4級	副主幹及び主任の職務
5級	主幹の職務

別表第7中「（ア）一般行政職」を削り、同表中（イ）技能労務職の表を削る。

別表第7の3を別表第7の4とし、別表第7の2の次に次の1表を加える。

別表第7の3（第3条関係）

技能職給料表初任給基準表

学歴	高校卒	中学卒
初任給	1級29号給	1級21号給

附 則

この規程は、公布の日から施行する。